土地境界立会・確認協議申請の提出書類

1 土地境界確認協議申請書

2 委任状･･･申請手続きを代理人に委任する場合

3 位置図･･･住宅地図等で申請地がわかるように表示

4 地籍図等の写し･･･法務局の公図等、国土調査後の場合は旧図も添付

5 実測平面図･･･ⅰ．道路、水路、石積、家屋等の構造物を明記し、
これらの距離、位置関係を明確に表示
ⅱ．縮尺はなるべく1/100、1/250、1/500

6 実測断面図･･･総幅員及び側溝・水路等の内訳を表示

7 地積測量図･･･法務局に保管されているもの、申請地及び隣接地で存在するもの

8 隣接土地所有者承諾書･･･５を添付して袋綴じ、割印を押印

9 利害関係人同意書･･･５、６を添付して袋綴じ、割印を押印
法定外公共物の場合に添付（市道のみの場合は不要）

１０ 申請地の全部事項証明書･･･登記簿謄本、要約書不可

１１ 隣接土地所有者一覧表･･･隣接地の地番、所有者、所有者住所、地目、地積を記載
全部事項証明書や要約書でも可

１２ 現況写真･･･境界及び境界標・杭が確認できるものに官民境界を朱線で表示

１３ 土地境界確認書･･･位置図、地籍図等の写し、実測平面図、実測断面図を袋綴じ、
割印を押印
申請者用１部と金沢市用１部とで合計２部必要

※その他事例ごとに必要な書類等があれば追加で提出を依頼します。

◎土地境界確認協議申請は必ず申請地の現地立会を行います。現地立会は毎週金曜日の午前中までに申請のあった土地について、翌週の木曜日に行います。

◎**現地立会（申請前の事前調査）には、上記3、4、5、6、7、10、11、12 の書類が必要**です。

◎次頁の注意事項を確認して提出願います。

注　意　事　項

A　官民境界線は朱線で表示してください。

B　「８、隣接土地所有者承諾書」と「１１、隣接土地所有者一覧表」は、法定外公共物の場合、境界確認を行う公共用地に隣接する土地まで必要とする場合もあります。

C　「９、利害関係人同意書」の利害関係人とは地元生産組合長、土地改良区理事長、町会長等のこと。売払申請をする場合は、別途、用途廃止や売払いに関する同意も必要です。

D　申請者および隣接同意者について、対象の土地が共有名義の場合は共有者全員の同意が必要です。登記名義人が死亡（相続未登記）している場合、法定相続人全員の同意が必要であり、戸籍附票・除籍など相続関係の確認できるものと相続関係図を作成し添付してください。また、現住所と登記住所が相違する場合も同様に、住民票や戸籍附票・除票など住所の繋がりを確認できるものを添付してください。

E　「８、隣接土地所有者承諾書」や「９、利害関係人同意書」、は写しでも可能ですが、原本と相違のない旨記載し記名押印願います。

F　地元の町会や生産組合が保有する、土地区画整理の換地図・測量図や、土地改良の図面・測量図等がある場合は、併せて添付してください。

◎境界確認申請受付窓口について

・国土交通省金沢河川国道事務所・・・℡２６４－８８００
　　国道

・石川県県央土木総合事務所・・・℡２４１－８２０１
　　県道、県管理の国道、２級河川、準用河川

・金沢市役所
　道路管理課・・・℡２２０－２３１９
　　市道　※市道であっても側溝幅６０㎝を超える場合は水路として内水整備課で確認
　道路管理課生活道路室・・・℡２２０－２５７８
　　法定外道路
　内水整備課・・・℡２２０－２３４２
　　普通河川、法定外水路

※申請地が金沢市道と接する場合であっても、底地が国有地や県有地の場合は、それぞれの土地所有者に境界確認申請することになります。ただし、管理上の確認のため、現地立会は行いますので立会資料は土地所有者と土地管理者に配布してください。

◎不明な点についてはご連絡ください。

金沢市役所道路管理課管理担当℡（０７６）２２０－２３１９_